

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）</p> <p>第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項について企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。</p> <p>9 10 （略）</p> <p>（参事官及び技術参事官）</p> <p>第二十一条 大臣官房に、参事官十五人及び技術参事官二人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（海事局に置く課）</p>	<p>（総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官）</p> <p>第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官二十人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 9 （略）</p> <p>（参事官及び技術参事官）</p> <p>第二十一条 大臣官房に、参事官十六人及び技術参事官二人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（海事局に置く課）</p>

第四百四十条 海事局に、次の九課を置く。

総務課
安全政策課
海洋・環境政策課
船員政策課
外航課
内航課
船舶産業課
検査測度課
海技・振興課

(総務課の所掌事務)

第四百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 三六 (略)
- 七 七十一 (略)

(安全政策課の所掌事務)

第四百四十二条 安全政策課は次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一 九 (略)
- 十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること(船員政策課及び海技・振興課の所掌に属するものを除く。)
- 十一 十一 (略)

(船員政策課の所掌事務)

第四百四十条 海事局に、次の九課を置く。

総務課
安全政策課
海洋・環境政策課
船員政策課
外航課
内航課
船舶産業課
検査測度課
海技課

(総務課の所掌事務)

第四百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(安全政策課及び海技・環境政策課の所掌に属するものを除く。)
- 三 三六 (略)
- 七 七十一 (略)
- 八 八十一 (略)

(安全政策課の所掌事務)

第四百四十二条 安全政策課は次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一 九 (略)
- 十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること(船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。)
- 十一 十一 (略)

(船員政策課の所掌事務)

第四百四十四条 船員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関する事(海技・振興課の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

(海技・振興課の所掌事務)

第五百四十四条 海技・振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事(安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。)

二 海事思想の普及及び宣伝に関する事。

三・四 (略)

第四百四十四条 船員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関する事(海技課の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

(海技課の所掌事務)

第五百四十四条 海技課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

一・二 (新設)

(略)